

小売施設に於ける再開手順：付録 B

2021年5月6日木曜日 12:01AMより有効

最近の更新内容：(変更は黄色で強調表示されています)

5/5/2021：更新された CDC の清掃に関するガイダンスに合わせて、清掃の要件を更新しました。有給の病気休暇の用語が更新されました。スクリーニングの要件が更新されました。

COVID-19 の症例率、入院数、及び死亡数はある程度減少し、安定しているように思われますが、COVID-19 は引き続き地域社会に高いリスクをもたらしているため、すべての市民と企業が予防策を講じ、拡散のリスクを軽減するためにその運営や活動を変更することが必要とされます。

ロサンゼルス郡が州内の経済活動再開に向けた新たな枠組みの「フェーズ 2」に入ったため、本手順は、いくつかの地域の活動に特化した制限を解除するために更新されました。施設は、慎重に運営を変更し、本手順に記載されている要件を遵守して、事業運営に於ける COVID-19 の物理的な拡散を軽減する必要があります。

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の小売業が安全に営業を再開できるよう、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。

小売施設の屋内収容人数は、最大収容人数の 25% に制限されます。収容人数は該当する建築基準法または消防法に基づきます。

注：本文書は、追加情報や情報源が更新され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/Coronavirus/> にアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

- (1) 本チェックリストに於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 適切な感染防止対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なニーズへの公平なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順を作成する際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての企業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されない理由を説明する準備ができていなければならない必要があります。

企業名： _____

施設住所： _____

建築基準法または消防法に基づく
最大収容人数： _____

投稿日： _____

A. 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- すべての従業員は病気のときは出勤しないよう指示されている。従業員は必要に応じて、自己隔離及び隔離に関する公衆衛生局のガイダンスに従うことを理解している。従業員が病気のために自宅待機した場合に罰則を受けないように、職場の休暇方針が見直され、修正されている。
- [ロサンゼルス郡公衆衛生局の入場時のスクリーニングのガイダンス](#)に準拠して従業員従業員、ベンダー、請負業者、及び配送担当者が職場に入る前に症状の確認を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は従業員の出勤時、またはオンラインチェックイン時、これらの症状のある従業員が敷地内に入らないことを通告する標識を施設の入り口に設置するなどの代替方法を介して行うことができる。可能であれば職場で検温も行う。
 - 症状確認で陰性の場合（クリア）。過去 10 日間に症状がなく、既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日の入場が許可される。
 - 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
 - その個人が COVID-19 のワクチン接種を完了¹しておらず、過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は敷地内への立ち入りや勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidquarantineに掲載されている検疫の手順を提供する。
 - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は敷地内への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidisolationに掲載されている隔離手順を提供する。
- 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。詳細は、[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利を含む、COVID-19に於ける病気休暇及び労災補償を支援する[政府のプログラム](#)に関する追加情報を参照すること。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- 一名以上の従業員が COVID-19（症例）に対して陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを知らされた際、雇用主は感染者の自宅隔離を促し、職場で曝露した全従業員の即時自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加の COVID-19 管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員の COVID-19 検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。[職場でのCOVID-19への対応については](#)、公衆衛生指導を参照すること。
- 14日以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターを公衆衛生局（888）397-3993または（213）240-7821、もしくはオンラインで www.redcap.link/covidreport に報告しなければならない。クラスターが現場で特定された場合、公衆衛生局は、クラスターへの対応を開始し、感染対策のガイダンスと推奨事項、技術サポート、及びサイト固有の対策を提供する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査として配属され、施設の対応を指導する。

¹ 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTechまたはModerna製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスマスクを無料で提供している。詳細については、LAC DPH COVID-19マスクのウェブページ (<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/masks>) を参照する。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスマスクを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなくてはならない。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスマスクを着用しなければならない。追って通知があるまで、「立った時の背の高さよりも高いしっかりした仕切りのあるキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスマスクを着用する必要はない」とした例外は無効となる。
- マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能な場合は、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーションが従業員間により広い距離や障壁を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。COVID-19の感染は、フェイスマスクを着用せずに従業員が一緒にいるときに発生する可能性が高くなる。
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。
 - 休憩に使用される部屋またはエリアの個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
 - テーブルを少なくとも8フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を除去するかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替と見なすべきでない。
- 従業員には、フェイスマスクを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。
- 雇用主は頻繁な手洗いや手指消毒剤の使用を補うため、どのような場合に使い捨て手袋の使用が役立つかを検討する。例として、他者の症状の確認をしたり共有する物を扱う従業員が挙げられる。
- すべてのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。
- 配送エリア（カーブサイドピックアップ用）、休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下の頻度で、1日1回以上消毒されている。スケジュールは以下の通り。
 - 配送エリア _____
 - 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____
- 従業員は承認された消毒剤及び関連用品を以下の場所で利用できる。

- すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。

- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 可能な限り、各従業員には、各自の用具、機器、及び特定のワークスペースを割り当てている。手持ちのアイテムの共有は最小化または排除している。
- 従業員はシフト中に清掃を実施するための時間を割り当てられている。清掃業務の割り当ては、従業員の職務の一環として、勤務時間内に割り当てられる。
- このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフ及びその他の会社に適用される。
- オプション - その他の対策の説明

B. 物理的距離を確保するための対策

- 屋内小売施設内にいる顧客数は、常時顧客間で十分な物理的距離を確保するために小人数に限られ、小売施設の最大収容人数の75%を超えていない。
 - 施設の最大収容顧客数: _____
- 小売施設は、収容人数制限を確実に遵守するためにすべての入口で顧客の出入りについて厳密かつ継続的に人数の計測を行い占有率を確認する。計測が不十分であったり、計測を行っていない、または収容人数が過剰であると思われる小売業者は、公衆衛生検査官の裁量により、現場の公衆衛生検査官がこれらの問題が修正されると判断するまで一時的に閉鎖される場合がある。可能であれば、特定の入口を設け、物理的距離を維持するために出入口別に設ける。
- 目印などを使用するなどして物理的距離を維持しながら、顧客を外に並ばせる準備をする。必要に応じてフェイスマスクを着用し、スタッフを最も近い顧客から少なくとも6フィートの距離を保ちつつドアの近くに配置し、顧客と6フィートの距離をとりながら収容人数を確認し、施設が最大収容人数の上限に達した場合は顧客を入口の外側に6フィート離れて並ぶよう指示する。
- 可能であれば、特定の入口とそれとは別の出口を設けて、物理的距離を維持できるようにする。
- 従業員と顧客間に少なくとも6フィートの物理的距離を保つための対策を実装している。これには物理的な仕切り、目印（例えば、床のマーキング、色付きのテープ、または勤務者や従業員が立つべき場所を示す標識の使用）が含まれる。
- チェックアウトカウンターではプレキシガラスの仕切りなどを設置して、レジ係と顧客との接触を最小限に抑えるための対策を講じている。従業員が顧客からの物理的距離を維持することが困難な施設内の他のエリアにプレキシガラスの仕切りを設置することを検討する。入口、支払い待ちの列や、レジの近くに標識を掲示して、顧客に物理的距離の維持を促している。
- 支払い待ちの列に並ぶ顧客用に、並ぶ列の始まりとその列に加わる他の顧客の間隔となる6フィートの目印となるよう、テープまたは他のもので印をつけている。
- 全エリアで顧客と従業員間で少なくとも6フィートの距離を保つよう従業員に指示している。従業員は支払いの受け取り、商品やサービスの提供、その他必要に応じて一時的顧客に近づける。
- 顧客に従業員用トイレを使用させていない。
- 従業員のワークステーションは少なくとも6フィートの間隔をあげ、物理的距離を確保するにあたり、従業員の集まりを制限できる共用エリアの配置をしている。
- 荷物の積み降ろし場所に於いても物理的距離措置を実践し、配送用に非接触型の署名を実装する。

- 従業員以外のトラック運転手、配達代理店やベンダーは小売施設に立ち入る際布製フェイスマスクを着用する。

C. 感染防止対策

- 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。効果的な換気は、微細なエアロゾルの拡散を抑制するための最も重要な方法の1つである。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やし オフィスや他のスペースの換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。詳細については、カリフォルニア州公衆衛生局の[屋内環境に於ける換気、濾過、及び空気質に関する暫定的なガイダンス](#)を参照する。注意：換気及びその他の室内空気質の改善は、フェイスカバーの着用、物理的距離、頻繁な手洗い、異なる世帯の人が集う活動の制限を含む必須とされる保護措置を追加されるものであって、それを代替するものではない。（適切な呼吸器保護用品の使用を必要とする特定の高リスク環境を除く）。
- 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを少なくとも1日1回消毒している。説明：
- 共用エリア及び顧客が持ち帰りや支払いの際に頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ・ドアハンドル、クレジットカード読み取り機、エレベーターのボタンなど）は、[EPA承認の消毒剤](#)を使用して営業時間中は少なくとも1日1回消毒している。
- 人通りの多い場所にある物の表面、またはマスクを着用していない個人に晒されている表面の清掃と消毒の頻度を増やす。
- 職場と施設全体は少なくとも毎日清掃し、人通りが多い、またはマスクを着用していない個人に晒されている状況に応じて、より頻繁に清掃を行う。
- 手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱が施設の入り口または入り口付近に設置されている。
- 小売店の営業時間は定期的なディープクリーニングと製品の品出しに十分な時間を取ることができるように調整している。従業員が同じ通路に同時にいることを避けるために、品出しの時間をずらす。
- 施設に到着した顧客は、施設内または施設の敷地内では常時フェイスマスクの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている個人は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなくてはならない。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。従業員と他の顧客の安全をサポートするために、フェイスマスクを持参していない顧客が利用できるフェイスマスクを用意する。
- 顧客が施設に入る前に症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、及びその個人が現在隔離または検疫の命令を受けているかどうかを含める。これらの確認は対面で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある顧客は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。
 - 症状確認で陰性の場合（クリア）。過去 10 日間に症状がなく、既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日の入場が許可される
 - 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
 - その個人が過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で検疫するために直ちに

帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidquarantineに掲載されている検疫の手順を提供する。

- その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidisolationに掲載されている隔離手順を提供する。

- ❑ 子供連れで来店する顧客は、子供が親の隣から離れないことを確認し、他者や自分の物ではない 物に触れないようにして、年齢によってはフェイスカバーを着用させる。
- ❑ 店内で食品が並べられたバー、食品の大容量での販売、及び試飲試食は中止されている。小売施設内の公共の座席は物理的な距離をサポートするように再構成されている。
- ❑ 顧客に、小売施設、または施設内では飲食が禁止されていることを注意喚起する。
- ❑ 可能な場合は、移動センサーライト、非接触型決済システム、自動のペーパータオルディスペンサー、タイムカードシステムなどのハンズフリー機器を設置している。
オプション - その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する、ピーク時以外の販売に報奨を与える）

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- ❑ 本手順書のコピーまたは印刷した施設のロサンゼルス郡COVID-19安全コンプライアンス認定書を施設の一般向け出入り口の全てに掲示する。COVID-19安全コンプライアンス自己認定プログラムを完了するための詳細については、<http://publichealth.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm>をご覧ください。施設は、要求に応じて、閲覧のできるよう施設の現場に手順書のコピーを保持する。
- ❑ 事前注文及び前払いのオプションなどの利益を顧客に通知する看板を施設の入口または顧客が並ぶ場所に掲示している。
- ❑ 顧客に、6フィートの物理的距離を置くこと、レストラン入店後に手を洗うか手指消毒剤を使用すること、飲食時以外にはフェイスマスクを着用すること、そして病気の時やCOVID-19の症状のある場合は自宅待機することを奨励し、提供するサービスの変更を伝達するため看板をすべての入口に掲示する。看板ははっきりと見え、常に掲示し、絵文字を含め、デジタルで利用できるようにする必要があります（電子メールなど）これらの措置を伝えるために、館内アナウンスの使用も推奨される。企業が使用できる追加のコミュニケーション手段の例については、[郡公衆衛生局のCOVID-19ガイドンに関するウェブページ](#)をご覧ください。
- ❑ 施設内では飲食をしないことを顧客に注意喚起する看板を施設全体に掲示する。
- ❑ 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスマスク着用の必要性、事前注文、前払い、持ち帰りまたは配達に関する方針、その他の関連する事項について明確な情報を提供している。

E. 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための対策

- ❑ 可能であれば清掃完了直後の時間に、高齢者や医学的に脆弱な方を含む、脆弱な方向けの専用の買い物時間を必要に応じて設けている。
- ❑ 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- ❑ 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- ❑ 移動が制限されている、または公共スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品及びサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は、上記に含まれていない追加対策は別紙に記載し、
本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は下記の者までご連絡ください：

企業担当者名：

電話番号：

最終更新日：

削除済み - 無効